

関係団体の長様

広島県環境保全課長
広島市環境保全課長
呉市環境試験センター長
福山市環境保全課長

石綿事前調査結果報告システムのユーザーテストの実施等について（通知）

環境行政の推進については、日ごろから御協力をいただき、厚くお礼を申し上げます。

さて、大気汚染防止法の一部を改正する法律（令和2年法律第39号）が施行され、令和4年4月1日以降に着工する一定の規模以上の建築物等に係る解体・改修工事については、石綿含有建材の有無にかかわらず、知事等への事前調査結果報告（以下「報告」という。）が義務化されます。

つきましては、報告に使用する石綿事前調査結果報告システム（以下「システム」という。）のユーザーテストが実施されますので、貴団体会員への周知をお願いします。

また、県内で「一般建築物石綿含有建材調査者講習」が実施されますので、あわせて周知をお願いします。

1 システムのユーザーテストについて

(1) 実施期間（予定）

令和4年1月18日（火）～2月18日（金）

(2) 実施方法等

添付のチラシ及び環境省ホームページに掲載されているマニュアル等を御確認ください。

http://www.env.go.jp/air/asbestos/post_87.html

(3) 操作方法に関する問い合わせ先

システムの問い合わせフォームから問い合わせしてください。

(4) 留意事項

ユーザーテストにおいて入力、申請されたデータをもとにして、事業者への連絡、立入検査等を行うことはありません。



2 一般建築物石綿含有建材調査者講習について

(1) 開催日程、場所、申込方法等

添付の「一般建築物石綿含有建材調査者講習について」を御確認ください。

(2) 留意事項

学歴や実務経験等の受講資格が設けられています。

申込みが定員に達した場合は、予定よりも前に受付を締め切りますので御承知ください。

～事前調査の資格者等による実施の義務付けについて～

- 令和5年10月1日以降に着工する建築物の解体・改修工事に係る事前調査は、資格者等による実施が義務付けられます。（資格者等に該当しない者は、事前調査を実施できません。）
- 資格取得には、登録講習機関が実施する一般建築物石綿含有建材調査者講習等を受講し、修了する必要があります。
- 建築物（建築設備を含む。）の解体・改修工事を行う事業者や事前調査を請け負う事業者の方は、計画的に資格者等の育成を行ってください。

※ 事前調査は、現時点においても実施する必要があります。

※ 令和5年10月1日以降に着工する建築物の解体・改修工事に係る事前調査を実施できる資格者等は次のとおりです。

特定建築物石綿含有建材調査者（特定調査者）、一般建築物石綿含有建材調査者（一般調査者）、一戸建て等建築物石綿含有建材調査者（一戸建て等調査者）、令和5年9月30日以前に（一社）日本アスベスト調査診断協会に登録され、事前調査を行う時点においても引き続き登録されている者